

議案第 3 号

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

労働安全衛生の取組と療養者の療養及び復職支援の促進を図るため、沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

### 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康診断（第28条—第38条）」を「健康管理（第28条—第41条）」に、「療養及び出勤等の手続（第39条—第44条）」を「療養及び出勤等の報告（第42条—第47条）」に、「第45条—第47条」を「第48条—第50条」に改める。

第18条第1項中「11人」を「13人」に改める。

「第3章 健康診断」を「第3章 健康管理」に改める。

第36条中「職員健康管理票」を「職員健康診断票」に改める。

第47条を第50条とし、第46条を第49条とし、第45条を第48条とする。

第44条第1項中「ものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならない」を「者に復職後の状況報告書を1箇月を経過する日ごとに報告させるものとする」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第4章中同条を第47条とする。

2 校長は、前項の規定により報告を受けた場合は、復職者状況報告書を3箇月を経過する日ごとに教育長に提出しなければならない。

第43条の見出し中「手続」を「報告」に改め、同条を第46条とする。

第42条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

療養のため病気休暇を承認され、又は休業を命ぜられた職員は、療養を開始した日から1箇月を経過する日ごとに、療養状況報告書を校長に提出しなければならない。

第42条を第45条とし、第39条から第41条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章の章名中「手続」を「報告」に改める。

第3章中第38条の次に次の3条を加える。

(過重労働対策)

**第39条** 法第66条の8の規定による面接指導は、産業医が実施するものとする。

2 面接指導の対象者、実施方法その他面接指導の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)

**第40条** 法第66条の10第1項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査（第3項において「検査」という。）は、総括安全衛生管理者が実施するものとする。

2 校長は、法第66条の10第3項に規定する要件に該当する職員であって、面接指導を希望するものに対し、産業医による面接指導を実施するものとする。

3 検査の対象者、実施体制、実施方法その他検査の実施に必要な事項及び面接指導に必要な事項は、教育長が別に定める。

(心の健康づくり計画の策定)

**第41条** 総括安全衛生管理者は、法第70条の2の規定により厚生労働大臣が公表した指針を踏まえ、沖縄県立学校職員心の健康づくり計画を策定するものとする。

別表第2を次のように改める。

**別表第2**（第34条、第35条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の基準

区分		内容
生活規正の面	A（要休業）	勤務を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	勤務をほぼ平常に行ってよいもの
	D（健康）	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの

2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
3（健康）	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

### 1 件名

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

労働安全衛生の取組と療養者の療養及び復職支援の促進を図るため、沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 療養者に療養経過等の報告を義務づける。（第45条第1項及び第47条第1項関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第3章及び第4章関係、第36条及び別表第2関係、第18条第1項関係、第39条から第41条関係）
- (3) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。（附則）

### 4 根拠法令

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第17条、第18条、第66条の8、第66条の10、第71条の2及び第71条の3
- (2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第15条及び第16条

### 5 関係各課との調整状況

沖縄県立総括安全衛生委員会での調査審議済み（令和2年1月29日）

### 6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

沖繩県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖繩県教育委員会令第6号）**新旧対照表**

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>健康管理（第28条—第41条）</u></p> <p>第4章 <u>療養及び出勤等の報告（第42条—第47条）</u></p> <p>第5章 <u>雑則（第48条—第50条）</u></p> <p>附則</p> <p><b>第1条～第17条（略）</b> （組織）</p> <p><b>第18条</b> 総括委員会の委員の定数は<u>13人</u>とし、当該総括委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p><b>第19条～第27条（略）</b></p> <p><b>第3章 健康管理</b> <b>第28条～第33条（略）</b></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>健康診断（第28条—第38条）</u></p> <p>第4章 <u>療養及び出勤等の手続（第39条—第44条）</u></p> <p>第5章 <u>雑則（第45条—第47条）</u></p> <p>附則</p> <p><b>第1条～第17条（略）</b> （組織）</p> <p><b>第18条</b> 総括委員会の委員の定数は<u>11人</u>とし、当該総括委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 総括安全衛生管理者</p> <p>(2) 安全管理者のうちから教育長が指名する者</p> <p>(3) 衛生管理者のうちから教育長が指名する者</p> <p>(4) 産業医のうちから教育長が指名する者</p> <p>(5) 職員で衛生に関し経験を有する者のうちから教育長が指名する者</p> <p>2 前項第1号に掲げる委員以外の委員の半数は、職員の過半数で組織する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第52条に規定する職員団体があるときはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がなくないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。</p> <p><b>第19条～第27条（略）</b></p> <p><b>第3章 健康診断</b> <b>第28条～第33条（略）</b></p>

<p>(健康管理指導区分の決定)</p> <p><b>第34条</b> 産業医は、健康診断の結果に基づいて、別表第2に定める健康管理指導区分を職員ごとに決定し、その内容を校長に通知しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を職員に通知しなければならない。</p> <p>(事後措置)</p> <p><b>第35条</b> 校長は、前条第1項の規定により通知を受けたときは、別表第2に定める健康管理指導区分に応ずる事後措置の基準に従い、職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(健康管理ファイル)</p> <p><b>第36条</b> 校長は、職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理ファイルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。</p> <p>2 校長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康管理ファイルを遅滞なく異動先の所属の長に送付しなければならない。</p> <p>3 第1項の職員健康管理票の様式については、別に定める。</p> <p><b>第37条～第38条</b> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第34条・第35条</b> (略)</p> <p>(健康管理ファイル)</p> <p><b>第36条</b> 校長は、職員健康診断票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理ファイルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の職員健康診断票の様式については、別に定める。</p> <p><b>第37条～第38条</b> (略)</p> <p>(過重労働対策)</p> <p><b>第39条</b> 法第66条の8の規定による面接指導は、産業医が実施するものとする。</p> <p>2 面接指導の対象者、実施方法その他面接指導の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)</p> <p><b>第40条</b> 法第66条の10第1項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査(第3項において「検査」という。)は、総括安全衛生管理者が実施するものとする。</p> <p>2 校長は、法第66条の10第3項に規定する要件に該当する職員であつて、面接指導を希望するものに対し、産業医による面接指導を実施するものとする。</p> <p>3 検査の対象者、実施体制、実施方法その他の検査の実施に必要な事項及び面接指導に必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(心の健康づくり計画の策定)</p> <p><b>第41条</b> 総括安全衛生管理者は、法第70条の2の規定により厚生労働大臣が公表した</p>
--	--

指針を踏まえ、沖縄県立学校職員心の健康づくり計画を策定するものとする。

#### 第4章 療養及び出勤等の報告

第42条 (略)

第39条 校長は、職員が療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上の病氣休暇を承認したときは、療養者報告書に必要な書類を添えて教育長に報告しなければならぬ。

(療養の指示)

第40条 教育長は、前条の規定により報告を受けた場合において、健康を確保するため必要があると認めるときは、健康管理審査委員会（健康管理審査委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）第1条に規定する健康管理審査委員会。以下「審査委員会」という。）の意見を聴き、その意見に基づき、次に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うとともに、校長にその指示内容を知照するものとする。この場合において、療養を必要とする旨の指示を受ける者については、その療養に必要な期間についても併せて指示するものとする。

(1) 勤務面からの指示区分

- ア 要休業 勤務を休む必要のあるもの
- イ 要軽業 勤務に制限を加える必要のあるもの
- ウ 要注意 勤務をほぼ平常に行ってよいもの

(2) 医療面からの指示区分

- ア 要医療 医師による直接の医療行為を必要とするもの
- イ 要観察 定期的に医師の観察指導を受ける必要のあるもの

(療養の義務)

第41条 前条の規定により指示を受けた職員は、その指示に従い療養に専念する等健康の回復に努めなければならない。

(療養の経過報告)

第42条 (新設)

(療養の経過報告)

第45条 療養のため病氣休暇を承認され、又は休業を命ぜられた職員は、療養を開始した日から1箇月を経過する日ごとに、療養状況報告書を校長に提出しなければならない。

2 (略)

1 校長は、療養期間中の職員の病状について、療養を開始した日から3箇月を経過

する日ごとに、療養経過報告書に診断書を添えて、これを教育長に提出しなければならぬ。

2 教育長は、前項の療養経過報告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴き、その意見に基づき、療養期間の延長その他必要な指示をするものとする。

(出勤の手續)

**第43条** 校長は、療養期間中の職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）が勤務に復しようとするときには、出勤報告書に必要な書類を添えて、これを教育長に提出しなければならぬ。

(復職者の状況報告)

**第44条** 校長は、療養していた職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）で勤務に復した後、なお一定の期間観察を必要とするものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならない。

(新設)

2 教育長は、前項の復職者状況報告書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴き、その意見に基づき必要な措置をしなければならない。

## 第5章 雑則

(秘密の保持)

**第45条** 職員の健康安全管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(書類の提出)

**第46条** この訓令の規定により教育長に提出する書類は、校長を経て提出するものとする。

(補則)

**第47条** この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

3 (略)

(出勤の報告)

**第46条** (略)

(復職者の状況報告)

**第47条** 校長は、療養していた職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）で勤務に復した後、なお一定の期間観察を必要とする者に復職後の状況報告書を1箇月を経過する日ごとに報告させるものとする。

2 校長は、前項の規定により報告を受けた場合は、復職者状況報告書を3箇月を経過する日ごとに教育長に提出しなければならない。

3 (略)

## 第5章 雑則

**第48条** (略)

**第49条** (略)

**第50条** (略)



別表第 1 (略)

別表第 2 (第34条、第35条関係)

健康管理指導区分及び事後措置の基準

区分	内容	
生活規正の面	A (要休業)	勤務を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	勤務をほぼ平常に行つてよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としなが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

別表第 1 (略)

別表第 2 (第34条、第35条関係)

健康管理指導区分及び事後措置の基準

区分	健康管理指導区分		事後措置の基準
	就業区分	内容	
就業区分	A	就業制限なし (通常勤務でよいもの)	
	B	就業制限 (勤務に制限を加える必要があるもの)	勤務による負荷を軽減するため、勤務時間の短縮、出張の制限、時間外勤務の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の階白の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずる。
	C	要休業 (勤務を休む必要があるもの)	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。
医療区分	1	医療行為を必要としないもの	
	2	医療行為を必要とするもの	医療機関により適正な治療、検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を受けさせる。

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。